

2018(平成30)年10月1日から 入湯税の課税を開始します

大阪市では、環境衛生施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場（温泉施設）を利用される方に対して、入湯税の課税を開始します。



次の方については、課税されません。

- 共同浴場、一般公衆浴場（銭湯）を利用する方
- 1,500円以下の料金で利用する方（宿泊の方を除く）
- 小学生以下の方
- 学校等（大学を除く。）が実施する修学旅行その他の行事に参加している学生等及び引率者の方
- 医療提供施設、社会福祉事業の用に供する施設において利用する方

(宿泊を伴う場合は、1泊をもって1日とします。)

Starting as of October 1, 2018, visitors who use hot spring facilities in Osaka city will be required to pay a bath tax.
The bath tax revenue will be used for purposes such as improving environmental hygiene facilities and firefighting facilities as well as promoting tourism.
150 yen per person per day

自2018年10月1日起，大阪市内各温泉场馆的使用者须缴纳温泉税。
温泉税收入用于完善环卫、消防等设施以及发展旅游业。
每人每天150日元

2018년 10월1일부터 오사카시내의 온천 시설을 이용하시는 분은 입욕세를 지불해야 합니다.
입욕세의 세금 수입은 환경위생시설, 소방시설 등의 정비와 관광진흥을 위해 활용됩니다.
1명 1일 150엔

お問い合わせ先：大阪市船場法人市税事務所 課税担当 TEL:06-4705-2935

開庁時間：9:00～17:30（月曜日～金曜日）

土曜日・日曜日・祝休日・年末年始は開庁しておりません。